

学校法人 赤門学院 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人赤門学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市青葉区川内川前丁61番地に置く。また従たる事務所を山形県西置賜郡飯豊町大字萩生1725番地2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に寄与できる有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| (1) 電動モビリティシステム専門職大学 | 電気自動車システム工学部
電気自動車システム工学科 |
| (2) 専門学校 赤門自動車整備大学校 | 工業高等課程
工業専門課程 |

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 自動車整備業
 - (2) 貸間及び不動産賃貸業
 - (3) 駐車場業
 - (4) 普通倉庫業
 - (5) 保険媒介代理業(損害保険代理業及び自動車損害賠償保険法に基づく損害保険代理業務並びに生命保険の募集に関する業務)
- 2 前項の収益事業の運営に関する重要な事項については、理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を得なければならない。

第3章 役員及び理事会

(役員、評議員及び会計監査人の設置)

第6条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事5名以上6名以内
 - (2) 監事2名
- 2 この法人に、評議員6名以上8名以内を置く。
- 3 この法人に、会計監査人1名を置く。
- 4 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選定する。
理事長の職を解職するときは、理事総数の3分の2以上の議決によるものとする。
- 5 理事(理事長を除く。)のうち1名以内を副理事長とし、理事総数の過半数の議決により選定する。副理事長の職を解職するときも、同様とする。

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。

3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

(理事の選任)

第8条 理事の定数は、5名以上6名以内とし次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人が設置する学校の校長若しくは学長で評議員会で選任した者
(1名以上2名以下)

(2) 前号に掲げるもののほか、評議員会において選任した者(4名以上)

2 理事は、監事及び評議員を兼職することはできない。

3 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(親族関係者の制限)

第9条 理事は、他の2名以上の理事、1名以上の監事、又は2名以上の評議員と特別の利害関係を有するものであってはならない。

2 他の理事のいずれかと特別の利害関係を有する理事の数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

3 当法人の監事は、他の監事、又は2名以上の評議員と特別の利害関係を有し並びに当法人の職員また役員で雇用される者が含まれることになってはならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期満了前に退任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 理事は再任されることができる。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

3 理事は、次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、次の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事は、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1ヶ月以内に補充しなければならない。

(理事の報告義務)

第13条 理事長、代表業務執行理事は、毎会計年度3月に1回以上、自己の業務執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 理事は、評議員会において特定の事項について説明を求められた場合は、当該事項について必要な説明をしなければならない。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、その職務を執行する。

2 副理事長をもって私立学校法第37条第3項の代表業務執行理事とする。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

4 代表業務執行理事は、この法人を代表し理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長及び代表業務執行理事以外の理事は、この法人の業務についてこの代表をしない。

(理事会の招集)

第16条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があったときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事長以外の理事は、理事長に会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定により理事会の開催を請求した日から5日以内に、その請求から2週間以内の日を理事会開催の日とする理事会招集の通知が発せられなければならない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面、又は電磁的方法により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。ただし緊急を要する場合は、この限りではない。

7 前2項の規定に関わらず、理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の運営)

第17条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第2項及び第4項並びに第26条第7号の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 3 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 4 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

(決議)

第18条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の3分の2以上の多数をもって行われなければならない。

(1) この寄附行為の変更

- 3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事総数の3分の2以上にあたる多数をもって行われなければならない。

(1) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成、又は変更
その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(2) 基本財産の処分

(3) 借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)

(4) 残余財産の帰属者の決定

(5) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

(6) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由により解散

(7) この法人の合併

- 4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

(議事録)

第19条 理事会は、議事について法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2名以上及び出席した監事が署名(電磁的記録によって作成された議事録にあつては電子署名)し、理事会の日から10年間これを事務所に備え置かなければならない。

(監事の選任)

第20条 監事は評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任にあつては、監事の独立性を確保し、かつ利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(監事の資格)

第21条 監事の選任にあつては、私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する監事の資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第22条 監事の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

(監事の解任及び退任)

第23条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは、この寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から30日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

(監事の選任若しくは、解任又辞任に関する手続)

第24条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し監事の選任を評議員会の会議の目的とすること、又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求することができる。

3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任、又は辞任について意見を述べることができる。

4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べることができる。

5 理事は、前項の者に対し同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第25条 監事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了、又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお監事としての権利義務を有する。

(監事の職務)

第26条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の教学面を含めた業務を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
- (4) この法人の教学面を含めた業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し当該会計年度終了後3月以内に理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の教学面を含めた業務若しくは財産、又は理事の業務執行に関し不正の行為、又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告並びに文部科学大臣(当該報告が理事の業務に関するものである時は、理事選任機関を含む)に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長及び理事選任機関招集権者に理事会及び評議員会、理事選任機関の招集を請求できる。
- (7) 前号の請求をした監事は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会、又は評議員会の日とする理事会また評議員会の招集通知が発せられない場合には、理事会又は評議員会を招集することができる。

(監事の調査権限等)

第27条 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対してその監査に関する報告を求めることができる。
- 3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、その他、私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事の行為の差し止め)

第28条 監事は、理事がこの法人の目的範囲外の行為その他法令若しくは、この寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生じる恐れがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員の選任)

- 第29条 評議員の定数は、6名以上8名以内とし次の各号に掲げる者とする。
- (1) 当法人の職員から選任した者 (1名以上2名以内)
 - (2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上のなかから選任した者 (1名以上)
 - (3) 学識経験者のうちから選任された者 (1名以上)
- 2 理事、監事、他の評議員のいずれかと特別の利害関係を有する者の評議員数は6分の1を超えないこと。
- 3 評議員の選任にあたっては、私立学校法第31条第3項及び第6項、第46条第2項及び第3項並びに第62条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守し、評議員会において選任しなければならない。□
- 4 評議員の実数は、理事の実数を超える数でなければならない。

(評議員の任期)

- 第30条 評議員の任期は、選任後3年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし任期満了前に退任した評議員の補欠として理事会で選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 評議員は、再任されることができる。

(評議員及び評議員会の職務等)

- 第31条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。
- (1) 予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成または変更
 - (2) 多額の借財及び重要な処分又は譲受け
 - (3) 役員及び評議員に対する報酬等(報酬、賞与、その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。)の支給の基準の策定又は変更
 - (4) 予算外の新たな義務の負担、又は権利の放棄
 - (5) 収益事業に関する重要事項
 - (6) 寄附金品の募集に関する事項
 - (7) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更
 - (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。
- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び5号から第15号までに関する寄附行為の変更
 - (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
 - (3) 合併

(評議員会の決議)

第32条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第92条第1項に規定する決議

3 前2項の規定にかかわらず、役員または会計監査人が任務を怠ったことにより生じた損害についてこの法人に対して賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行われなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

(評議員会の議事録)

第33条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した議長、出席した評議員のうちから互選された評議員2名以上及び出席した監事が署名し、評議員会開催の日から10年間これを事務所に備えて置かなければならない。

(理事の行為の差し止めの求め)

第34条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生じるおそれがあるときは、監事に対して第28条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを求める旨の評議員の決議があった後、遅滞なく当該請求その他の手続きが行われないとき評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任追及の訴えの求め)

第35条 評議員会は、役員、会計監査人又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長(理事の責任を追及する場合には監事)に対し、役員、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

第5章 評議員会の運営

(評議員会の開催)

第36条 評議員会は定時評議員会として、毎会計年度の終了後3月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

(評議員会)

第37条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の10分の1以上の評議員は、共同して理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。

この場合において、その請求は、評議員会の日の30日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対して、書面又は電磁的方法(評議員の承認を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案について、議案(当該目的である事項が議案となるものを除く。)が確定しているときはその概要、議案が確定していないときは、その旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

6 第31条の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 評議員会の議事について特別の利害関係者を有する評議員は、議決に加わることができない。

(評議員による招集)

第38条 前条第2項の規定による請求があった日から30日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、文部科学大臣の許可を得て評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の決議により前条第4項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対して、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(監事による招集)

第39条 第26条第1項第7号の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第37条第4項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項を定め、評議員に対して書面又は電磁的方法(評議員の承認を得た場合に限る。)により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の1週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第40条 前3条の各条の規定に関わらず評議員会は、評議員全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(評議員の解任及び退任)

第41条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該評議員を選任したものの決議によって、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡
- (4) 本法人の教職員で第29条第1項第1号により選任された評議員は、その地位を退いたとき、評議員の職を失うものとする。

(理事会及び評議員会の協議)

第42条 法令またはこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議、評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、評議員会の決議によって1名を選任する。

2 学校法人の役員、評議員、学校法人と著しく利害関係を有する者は、会計監査人となることができない。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(会計監査人の職務等)

- 第45条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を監査して会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出する。
- 2 会計監査人は、いつでも次に掲げる請求をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- (1) 会計帳簿、又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面、又は当該書面の写しの閲覧請求
 - (2) 前号の書面の謄本、又は抄本の交付の請求
 - (3) 会計帳簿、又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したものの閲覧の請求
 - (4) 前号の電磁的記録に記録された事項の電磁的方法であってこの法人の定められたものにより提供することの請求、又はその事項を記載した書面の交付の請求
- 3 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の解任)

- 第46条 会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
 - (3) 心身の故障のため、職務遂行に支障があり、またはこれに堪えないとき
- 2 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当すると認められるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないとき、その他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。
- この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(会計監査人に欠員が生じた場合の措置)

- 第47条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないとき監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。

第7章 顧問

(顧問)

- 第48条 この法人に顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人に特別の功労があった者のうちから理事会の議決を得て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事会又は評議員会の求めに応じ、当該会議に列席し、意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は3年とする。ただし、再委嘱を妨げない。

第8章 資産及び会計

(資産)

第49条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第50条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益・事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備、又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第51条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由がある時は理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第52条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第53条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入、その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第54条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計(以下「学校会計」という。)及び収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に区分するものとする。

(会計年度)

第55条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(役員及び評議員の報酬)

第56条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しない。

- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。
- 3 役員及び評議員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

(予算及び体制整備並びに事業計画)

第57条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議しなければならない。これに変更を加えようとするときも同様とする。

- 2 当法人は、理事の職務執行が法令、及び寄附行為に適合することを確保するための必要な体制、及び学校法人の業務の適正を確保するために必要な文部科学省令で定める体制を整備する。
- 3 当法人は、学校教育法第109条第2項に規定する認証評価を受け、その結果を踏まえ事業計画と中期事業計画を作成しなければならない。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第58条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決がなければならない。借入金(当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)についても同様とする。

(事業報告及び決算報告)

第59条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 計算書類
 - (4) 計算書類の附属明細書
 - (5) 財産目録
- 2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第5号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。
 - 3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備置き及び閲覧)

第60条 この法人は、毎会計年度終了後3月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、附属明細書及び役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第3項及び第65条第1項第2号において同じ。)を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第1項各号及び前項の書類、監査報告、会計監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し、又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は、交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第61条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第9章 解散及び合併

(解散及び合併)

第62条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号又は第2号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

3 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第63条 この法人が解散した場合(合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において理事総数の3分の2以上の議決により選定した学校法人、又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

第10章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第64条 寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議(私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。)を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の規定に関わらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については理事会の決議及び評議員会の決議を得て文部科学大臣に届け出なければならない。

第11章 補則

(情報の公表)

第65条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは、寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告書、会計監査報告書、財産目録、役員名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

(公告の方法)

第66条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

(施行細則)

第67条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は宮城県知事認可の日(平成 25 年 2 月 27 日)から施行する。

平成 27 年 3 月 25 日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

平成 29 年 3 月 28 日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

令和 2 年 5 月 1 日に宮城県知事が認可したこの寄附行為は、

令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

令和 2 年 5 月 26 日一部改正、宮城県知事認可の日から施行する。

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(令和 4 年 8 月 31 日)から施行する。

この令和7年3月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

1 令和7年3月31日に在任する役員又は評議員であって

令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時までとする。

2 前項は、令和7年3月31日から施行する。

この寄附行為の施行時の役員は、次のとおりとする。

理事(理事長) 國分 活妙

理事 藤山 文造

理事 清水 浩

理事 山口 富士雄

理事 國分 龍人

理事 小林 維

監事 加藤 靖

監事 神田 博志